

事務連絡
令和6年1月7日

日本製薬団体連合会
一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人日本医療機器販売業協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
輸液製剤協議会
透析剤研究会

殿

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課

医薬品、医療機器等を運搬する緊急車両への給油の取扱いについて

現在、被災地においては、医療機関等において、医薬品、医療機器等が必須のものとして、緊急に確保することが必要となっている一方、医薬品、医療機器等を配送する車両が、ガソリン・軽油が十分に得られず、医薬品、医療機器等を必要としている医療機関・薬局、避難所等に配送できないと業界から話を聞いているところです。

このため、今回の地震災害への対応として、経済産業省との協議の結果、この事務連絡及び別添の標章を給油所で提示し、かつ、社員証や積載荷物などにより、医薬品、医療機器等の運搬を行う車両であることが確認された場合（カラ荷で帰る場合も含む。）には、中核SSにおいて行う緊急車両への優先給油の取扱いを受けられる取扱いとなりましたので、御了知ください。

(連絡先)

厚生労働省医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

首席流通指導官 信沢 正和

流通指導官 大島 雅和

電話：03-5253-1111（内線 2535/2536）

03-3595-2421（夜間直通）

FAX：03-3507-9041

別 添

令和6年能登半島地震対応
医薬品、医療機器等輸送中



このマークをつけている車両は、
緊急に医薬品、医療機器等を輸送する車両です。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare